

重要事項説明書

_____（以下、「利用者」といいます）と南医療生活協同組合桃山診療所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅療養管理指導について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅療養管理指導を行い、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅療養管理指導計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、医学的管理を基に「居宅療養管理指導計画」を作成します。事業者はこの「居宅療養管理指導計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（居宅療養管理指導の提供場所・内容）

- 1 居宅療養管理指導の提供場所のご自宅です。
- 2 事業者は、第3条に定めた居宅療養管理指導計画に沿って居宅療養管理指導を提供します。事業者は居宅療養管理指導の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、居宅療養管理指導の提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する1項の記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、翌月27日に銀行自動引き落としの方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、入金確認後、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）に通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、居宅療養管理指導の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔契約書別紙〕に記載したとおりとします。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当または自立と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

第12条（連携）

- 1 事業者は、居宅療養管理指導の提供にあたり、介護支援専門員との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、介護支援専門員に連絡します。

第13条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。
- 4 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - ④ 利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ⑤ 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
 - ⑥ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- 5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

[契約書別紙]

1 担当者（居宅療養管理指導の管理者）

	氏名	連絡先
医師	藤田 亜紀子	桃山診療所（052-876-8880）

2 居宅療養管理指導の内容

- (1) 指導日・時間 訪問診療の際にあわせて行います。
- (2) サービス内容 居宅療養管理指導計画に沿い、ご利用者様やご家族様に必要な相談・指導を行います。また、利用者様が契約を結んでおられる居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、居宅療養情報提供書を一月に1回、また病状の変化に伴い必要な場合に送付します。

3 料金

- (1) 居宅療養管理指導利用料（1月に2回を限度として 1回あたり）

医師（月2回まで）	内容	
単一建物居住者が 1人	居宅療養管理指導料（Ⅰ）	515単位
	居宅療養管理指導料（Ⅱ）	299単位
単一建物居住者が 2～9人	居宅療養管理指導料（Ⅰ）	487単位
	居宅療養管理指導料（Ⅱ）	287単位
単一建物居住者が 10人以上	居宅療養管理指導料（Ⅰ）	446単位
	居宅療養管理指導料（Ⅱ）	260単位

※利用料は介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額になります。

- (2) キャンセル規定

利用者の都合によるキャンセル料は頂きませんが、キャンセルされる場合はなるべくお早めにご連絡ください。

4 相談、要望、苦情等の窓口

居宅療養管理指導に関する相談、要望、苦情等は桃山診療所相談苦情担当か下記窓口までお申し出下さい。

☆桃山診療所☆ 電話番号；052-876-8880 相談苦情担当；水野 元和（事務長） 診療所に苦情箱を設置しております。そちらに投函いただいてもかまいません。
☆名古屋市相談窓口☆ 電話番号；052-972-2592 担当部署；名古屋市健康福祉局介護指導課
☆国民健康保険団体連合会☆ 電話番号；052-971-4165

契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 南医療生活協同組合 桃山診療所 （事業所番号 2311400978 ）

〔住所〕 名古屋市緑区桃山一丁目54番地

〔代表者名〕 代表理事 室生 厚 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日 利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印